

2005年4月6日制定

2022年4月1日改定

# 東京電力グループ企業行動憲章

東京電力グループは、一丸となって、サービスをご利用いただいているお客さまのみならず、地域のみなさま、株主・投資家のみなさま、ビジネスパートナー、従業員など東京電力グループが関わる全てのみなさま、その他社会のみなさまとの対話を重ねつつ、その期待に誠実に応え、信頼され選ばれ続ける企業グループを目指します。その上で、福島への責任を果たすとともに、企業価値の向上をはかり、持続可能な社会の実現に貢献します。

東京電力グループは、国内外において、安全の最優先と企業倫理の徹底の下、高い倫理意識をもって誠実に行動しつつ、法令やルールを遵守し、以下の原則に基づき行動することで、みなさまとの信頼関係を構築するとともに、企業の社会的責任を果たします。

## 1. 新たな価値創造による豊かな未来への貢献

東京電力グループの果たすべき使命を常に意識し、お客さま一人ひとりを含む社会のみなさまから満足と信頼をいただけるように、商品・サービスの品質・安全を確保するとともに、期待を超える新しい価値を創造・提供し続けます。

## 2. 環境への積極的な取り組み

エネルギー事業者ならではの環境に関する価値を創造・提供し、カーボンニュートラルの実現、環境負荷の低減、生物多様性の保全に貢献します。

## 3. 地域社会との共生

地域の方々に事業活動を支えていただいているとの基本的な認識にたち、良き企業市民として地域に根ざし、みなさまの声を傾聴しながら、地域社会の発展に資する透明性の高い活動を行います。

## 4. 透明な事業活動の推進

広く社会のみなさまにご理解いただけるよう丁寧なコミュニケーションに努め、透明な事業活動を推進します。また、政治・行政とは適切な関係を維持し、反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、公正・適正な事業活動を展開します。

## 5. リスクへの適切な対応

事業活動に関するリスクを把握・評価し、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、事業活動や社会への影響を最小限に抑制します。また、リスクへの対応から得た知見を社会の発展に貢献する機会に活かします。

## 6. 人権の尊重

人権に関する国際社会の基本原則を支持し、あらゆる形態の差別やハラスメント、児童労働、強制労働を認めず、事業活動のすべての局面において人権を尊重します。

## 7. 明るく元気な職場づくり

従業員の安全と健康を確保するとともに、人格・個性・多様性を尊重し、従業員が自信と誇りを持ち、それぞれの能力を発揮して成長できる働きがいのある職場をつくります。また、お互いが敬意を払い、対話と協働により、風通しが良く、働きやすい明るく元気な職場を築きます。

## 8. 経営に携わる者の役割

東京電力グループにおいて、取締役や執行役をはじめとする経営に携わる者は、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の下、それぞれの役割に基づき、率先垂範の上、本憲章に則した行動の徹底をはかります。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神の共有を働きかけます。また法令違反や不祥事、その他本憲章の精神に反する事態が発生した時には、速やかに問題解決、原因究明、再発防止に取り組み、その責任を果たします。

以 上